

償却資産に関する調査研究

－実地調査・申告制度の課題の抽出及び見直しについて－

平成17年 3 月

財団法人 資産評価システム研究センター

は し が き

固定資産税は、市町村財政における基幹税目として重要な役割を果たしてきておりますが、課税情報の情報公開の促進等を背景に、固定資産税制度や資産評価に対する納税者の関心は、今後ますます高まっていくものと予想されます。

当評価センターは、昭和53年5月設立以来、固定資産税に関する調査研究、地方公共団体職員に対する研修、情報の収集・提供等の幅広い業務を行って参りました。

特に、調査研究事業では、その時々固定資産税を巡る問題点をテーマに選定し、各テーマごとに学識経験者、地方公共団体等の関係者をもって構成する研究委員会を設け調査研究を行ってまいりましたが、特に、本年度は6つの調査研究委員会を設けて、専門的な調査研究を行い、固定資産税制度、資産評価制度の改善に寄与してまいりました。

償却資産に関する調査研究委員会は、「実地調査・申告制度の課題の抽出及び見直し」について調査研究を実施いたしました。

この程、その調査研究の成果をとりまとめ、ここに研究報告書として公表する運びとなりましたが、この機会に熱心にご研究、ご審議いただきました委員の方々に對し、心から感謝申し上げます。

当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実及び地方公共団体等に役立つ調査研究に努力をいたす所存でありますので、地方公共団体をはじめ関係団体の皆様のなご指導、ご支援をお願い申し上げます。

平成17年3月

財団法人資産評価システム研究センター
理 事 長 小 川 徳 治

平成16年度 償却資産に関する調査研究委員会 委員名簿

委員長	中川 健一	東京都主税局資産税部固定資産評価課 償却資産係長
委員	石川 潤一	仙台市財政局税務部資産税課主幹兼家屋係長
	北野 孝治	大阪市財政局主税部固定資産税課 副参事兼償却資産係長
	佐藤 彰仁	相模原市財務部資産税課副主幹
	竹田 重雄	旭川市市民部資産税課主幹
	福村 敏和	名古屋市財政局主税部固定資産税課資産係副係長
	山本 剛	姫路市総務局税務部資産税課償却資産係長

(五十音順)

償却資産に関する調査研究委員会

○ 第1回〔平成16年7月26日（月）〕

- （1）本年度の検討事項
- （2）アンケート項目等
- （3）その他

○ 第2回〔平成16年10月25日（月）〕

- （1）アンケート項目等について
- （2）申告時期の見直しについて
- （3）その他

○ 第3回〔平成17年2月1日（火）〕

- （1）申告時期の見直しについて
- （2）アンケート結果（速報版）
- （3）その他

○ 第4回〔平成17年3月24日（木）〕

- （1）平成16年度償却資産研究委員会報告書（案）
- （2）その他

目 次

はじめに	1
1 実地調査の必要性	2
(1) 償却資産の申告制度等	2
(2) 実地調査の目的	2
(3) 実地調査の現状	3
(4) 平成16年度における調査概要等	4
(5) 実地調査の今後のありかた	5
【調査概要詳細】	
Q1-1 (実地調査を行っているのか)	8
Q1-2 (実地調査を行っているのか(大都市分))	9
Q2 (実地調査を行っていない理由)	10
Q3-1 (対面調査を行っているのか)	11
Q3-2 (対面調査を行っているのか(大都市分))	12
Q4 (対面調査を行っていない理由)	13
Q5 (具体的な調査内容)	14
Q6 (実地調査の定期的実行状況)	15
Q7 (具体的な定期的実行状況)	16
Q8-1 (納税者1人に対する調査頻度(1))	17
Q8-2 (納税者1人に対する調査頻度(2))	18
Q9 (調査対象の選定方法)	19
Q10-1 (マニュアルの必要性(1))	20
Q10-2 (マニュアルの必要性(2))	21
Q11-1 (マニュアルの有無)	22
Q11-2 (マニュアルの有無(大都市分))	23
Q12 (センターマニュアルの活用)	24
Q13 (部内研修の必要性)	25
Q14 (部内研修の実施)	25
実地調査の実施状況等に係る調査結果(県別集計表)	27

2	償却資産の申告制度の現状及び課題等	35
(1)	現状	35
(2)	現行制度が抱える課題	35
(3)	検討案	36
3	申告制度のあり方の検討	37
I	賦課期日制度の維持	37
(1)	案1	37
(2)	案2	38
(3)	案3	39
II	賦課期日制度の変更	40
(1)	案4	40
(2)	案5	42
4	検討の結果と今後の方向性	44
5	参考資料	
	参照条文	47

はじめに

平成１０年度償却資産研究委員会において、実地調査の現状を把握するため、全市町村を対象としたアンケート調査を実施したところである。

そこで、平成１６年度償却資産研究委員会において、その後の状況を把握し、課税の適正化・公平化の観点から、実地調査の充実・強化に努めるため、前回調査との比較及び新たな問題点等の抽出を行うこととしたものである。

また、平成１０年度及び１１年度償却資産研究委員会において、納税者の事務負担軽減及び申告制度の簡素合理化を図る観点から、償却資産の申告時期の見直しについては、

- ① 賦課期日制度を維持した上で、法人の決算日との調整を図る
- ② 賦課期日を法人の決算日とする

の２つの案について検討を行ってきたところである。

そこで、平成１６年度償却資産研究委員会において、これまでの研究成果を踏まえつつ、現行の取扱いが抱える課題について現実的な解決が図れるよう、より具体的な案に対する利点及び課題等の検討を行うものである。

1 実地調査の必要性

(1) 償却資産の申告制度等

固定資産税は、原則として、賦課期日（1月1日）現在における固定資産の所有者に課税されるものであるが、所有者とは、土地については、土地登記簿又は土地補充課税台帳に、家屋については、建物登記簿又は家屋補充課税台帳に、それぞれ所有者として登記又は登録されている者をいい、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者である（地方税法第343条第2項、第3項）。

償却資産の賦課徴収に関しては、土地及び家屋と異なり登記制度がないため、納税義務者及び課税客体の把握が容易ではないことから、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在におけるその償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及びその償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに、償却資産の所在地の市町村長に申告することとなっている（地方税法第383条）。

ここで、上記の規定による申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられ（地方税法第385条）、また、正当な事由がなく申告をしなかった者は、3万円以下の過料を科することができる（地方税法第386条）ように、これらの規定によって申告制度の実効性が担保されている。

一方、課税庁である市町村長に対しては、固定資産の状況を把握するため、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に毎年少なくとも1回の実地調査を行うことが義務づけられている（地方税法第408条）。

(2) 実地調査の目的

償却資産については、上記の規定による申告に基づいて評価及び価格の決定を行うのが原則であるが、適正・公平な課税を確保するためには実地調査が必要不可欠である。課税団体においては、少ない人員を駆使し、できる限り効率的な実地調査に取り組んでいるが、調査に当たって様々な問題に直面している。しかしながら、不正な申告や申告漏れが排除され、課税の適正化が図られることは、納税者側の公平を確保する観点からも極めて重要である。

上述のとおり、固定資産の実地調査は、地方税法第408条を根拠として行うものであるが、実際の調査については、固定資産評価員又は固定資産評価補助員が、地方税法第353条（固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権）を根拠として、納税義務者等に対し、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために質問を行うとともに、帳簿書類・現物等を確認することができる。

また、実地調査は不正申告や脱税を摘発するための強制調査や犯罪捜査として行うものではなく、固定資産税の評価・課税が適正になされているかどうかを確認するためのものであり、制度の周知徹底及び資産の捕捉に最も効果的な手段の一つであることから、適正申告の確保及び未申告者の解消のため、常に調査の充実・拡充を図ることが求められている。

(3) 実地調査の現状

実地調査の現状については、平成10年度償却資産研究委員会において、約3,200余の団体（全市町村及び県知事配分資産が所在する県等）を対象に行った調査結果がある（調査の概要は以下のとおり）。

【調査概要】

① 実地調査（対面調査）の実施状況

実地調査（対面調査）を行っている団体は、10%に満たない状況である。

実施している	8.6%
実施していない	91.4%

② 実地調査を行わない理由

実地調査を行わない理由については、主として次の4点が挙げられ、このうち、調査方法が分からないという現状が最大の課題である。

人員不足	53.7%
調査方法が分からない	16.5%
適正申告されているため	12.7%
徴税コストがかかりすぎる	10.1%
その他	6.9%

(4) 平成16年度における調査概要等

前述のとおり、実地調査の現状については、平成10年度の調査結果のみであることから、その後の状況を把握するため、今回、全市町村（県知事配分資産が所在する県等も含む。）を対象とし、調査を実施したところである（調査の概要は以下のとおり）。

【調査概要】

① 実地調査（対面調査）の実施状況

実地調査（対面調査）を行っている団体は、前回調査同様10%に満たず、特に改善が見られない状況である。

実施している	7.9%
実施していない	92.1%

② 実地調査を行わない理由

前回調査において、調査方法が分からないという理由で実地調査を行わない現状を踏まえ、当評価センターにおいても研修会の実施及び実地調査の手引きの作成等を行うことにより、実地調査の方法等について理解を深める努力を行ってきたところである。

しかしながら、調査結果は前回調査と同様であり、特に改善が見られない状況である。

人員不足	59.7%
調査方法が分からない	15.8%
適正申告されているため	11.4%
徴税コストがかかりすぎる	10.1%
その他	3.0%

③ 具体的調査内容

実地調査は、固定資産税の評価・課税が適正になされているかどうかを確認するためのものである。平成16年度の調査においては、この目的が確保される観点から、対面調査を含めた様々な調査の実施について調査を行ったところである。

対面調査	11.2%
税務署調査	26.8%
未申告調査	20.4%
申告内容確認調査	16.8%
現物調査	7.2%
保健所調査	5.3%
課税標準特例調査	4.2%
大型特殊自動車調査	2.5%
その他	5.6%

調査の実施内容については、対面調査、税務署調査及び未申告調査で半数を占め、特に税務署調査は、地方税の賦課徴収上必要な場合は国税の資料の閲覧・記録又は書面照会をすることができる（「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」（昭和57年自治税企第92号自治省税務局通達））ことから、ここで得られる資料と申告内容の資産明細との照合を行うことにより、申告内容が適正であるかを判断しているケースが多いものと考えられる。

（５）実地調査の今後のありかた

以上のように、前回調査から6年経過しているものの、基本的にあまり改善が見られず、また、当評価センター作成の償却資産実地調査の手引きもあまり活用されていない状況である（詳細な結果はP8～P33参照）。

実地調査は、固定資産税の評価・課税が適正になされているかどうかを確認するためのものであることから、当該調査結果を踏まえ、市町村の課税適正化に向けた取組み促進が求められるところであり、今後、具体的に下記項目等について検討を行う必要がある。

- ① 環境整備（実地調査の手引きの改訂及び研修の強化等）
- ② 協力体制の強化（他係・他市町村等）
- ③ 住民、企業及び税理士等に対するPR強化
- ④ 専任職員等の配置

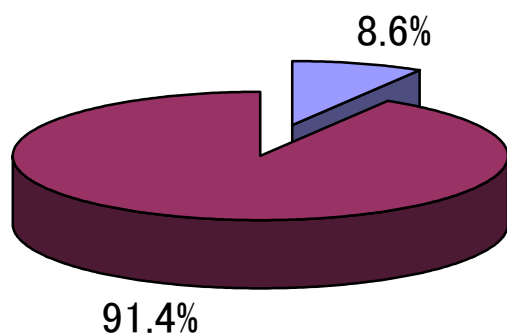
調査概要詳細版

Q 1－1	（実地調査を行っているのか）	8
Q 1－2	（実地調査を行っているのか（大都市分））	9
Q 2	（実地調査を行っていない理由）	10
Q 3－1	（対面調査を行っているのか）	11
Q 3－2	（対面調査を行っているのか（大都市分））	12
Q 4	（対面調査を行っていない理由）	13
Q 5	（具体的な調査内容）	14
Q 6	（実地調査の定期的実行状況）	15
Q 7	（具体的な定期的実行状況）	16
Q 8－1	（納税者 1 人に対する調査頻度（1））	17
Q 8－2	（納税者 1 人に対する調査頻度（2））	18
Q 9	（調査対象の選定方法）	19
Q10－1	（マニュアルの必要性（1））	20
Q10－2	（マニュアルの必要性（2））	21
Q11－1	（マニュアルの有無）	22
Q11－2	（マニュアルの有無（大都市分））	23
Q12	（センターマニュアルの活用）	24
Q13	（部内研修の必要性）	25
Q14	（部内研修の実施）	25

Q 1-1 : 実地調査を行っているのか

平成10年度

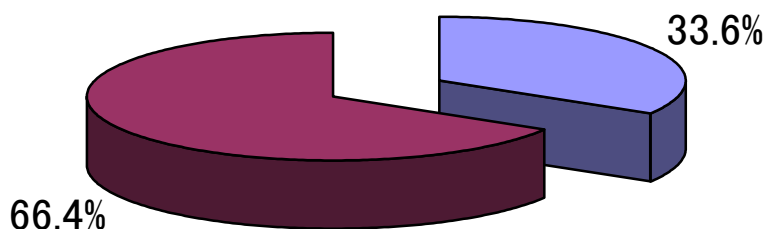
回答	回答数	シェア
行っている	281	8.6
行っていない	2,998	91.4
計	3,279	100.0



■ 行っている
■ 行っていない

平成16年度

回答	回答数	シェア
行っている	994	33.6
行っていない	1,966	66.4
計	2,960	100.0



■ 行っている
■ 行っていない

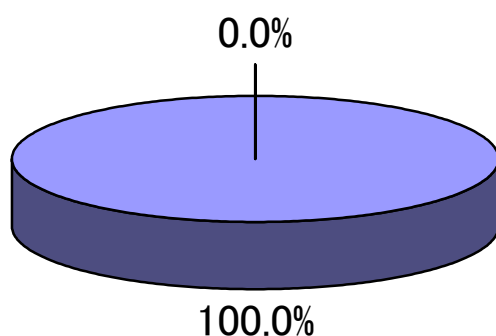
回答内容

- ・ 実地調査を行っている団体が増加している理由は、実地調査の範囲を広げたためである。
- ・ 実施率の高い団体は、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、福井県である。

Q 1-2 : 実地調査を行っているのか(大都市分)

平成10年度

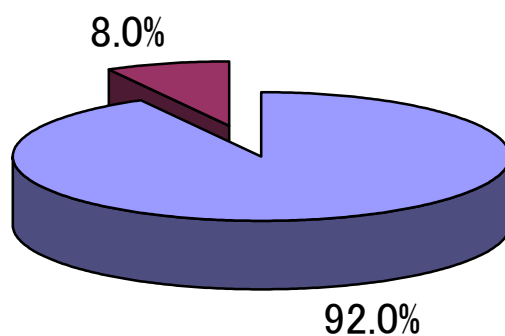
回答	回答数	シェア
行っている	13	100.0
行っていない	0	0.0
計	13	100.0



■ 行っている
■ 行っていない

平成16年度

回答	回答数	シェア
行っている	46	92.0
行っていない	4	8.0
計	50	100.0



■ 行っている
■ 行っていない

回答内容

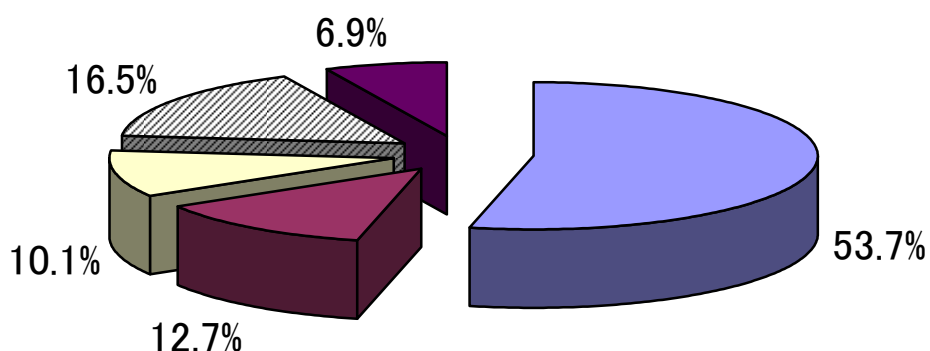
・実地調査を行っていない団体は、新潟市、東大阪市、奈良市、和歌山市である。

*大都市（平成16年度結果）とは、政令市（13市）及び中核市（37市）の計50市である。

Q 2 : 実地調査を行っていない理由（複数回答）

平成10年度

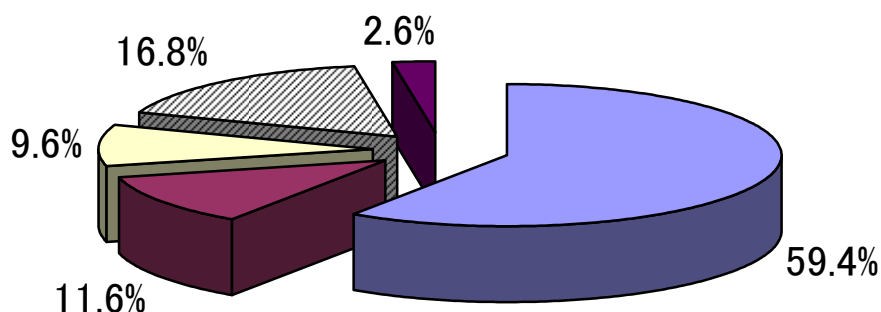
回答	回答数	シェア
人員不足	2,470	53.7
適正申告されているため	585	12.7
徴税コストがかかりすぎる	464	10.1
調査方法が分からない	758	16.5
その他	319	6.9
計	4,596	100.0



- 人員不足
- 適正申告されているため
- 徴税コストがかかりすぎる
- ▨ 調査方法が分からない
- その他

平成16年度

回答	回答数	シェア
人員不足	1,741	59.4
適正申告されているため	341	11.6
徴税コストがかかりすぎる	280	9.6
調査方法が分からない	492	16.8
その他	75	2.6
計	2,929	100.0



- 人員不足
- 適正申告されているため
- 徴税コストがかかりすぎる
- ▨ 調査方法が分からない
- その他

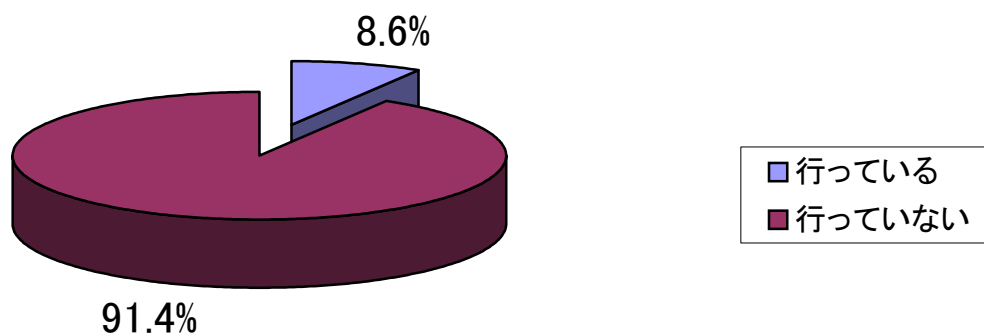
回答内容

- ・行っていない理由は、前回調査時と比較してあまり状況の変化はない。
- ・「その他」の具体的な内容は、「1年を通じて様々な業務が発生するため、実地調査を行う余裕がない」等である。

Q 3-1 : 対面調査を行っているのか

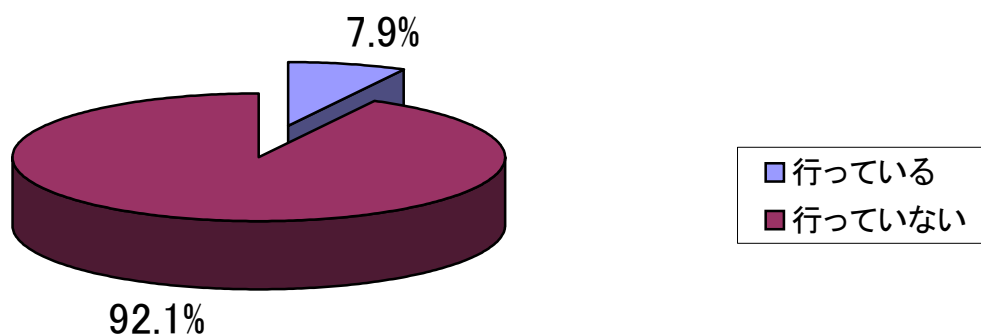
平成10年度

回答	回答数	シェア
行っている	281	8.6
行っていない	2,998	91.4
計	3,279	100.0



平成16年度

回答	回答数	シェア
行っている	234	7.9
行っていない	2,726	92.1
計	2,960	100.0



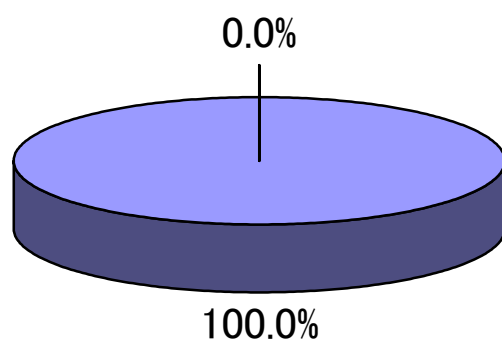
回答内容

- ・ 前回調査時と比較して、あまり改善されていない状況である。
- ・ 実施率の高い団体は、神奈川県、青森県、栃木県、群馬県である。

Q 3-2 : 対面調査を行っているのか（大都市分）

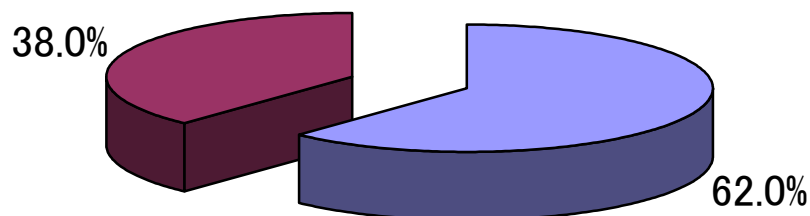
平成10年度

回答	回答数	シェア
行っている	13	100.0
行っていない	0	0.0
計	13	100.0



平成16年度

回答	回答数	シェア
行っている	31	62.0
行っていない	19	38.0
計	50	100.0



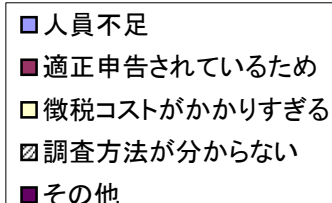
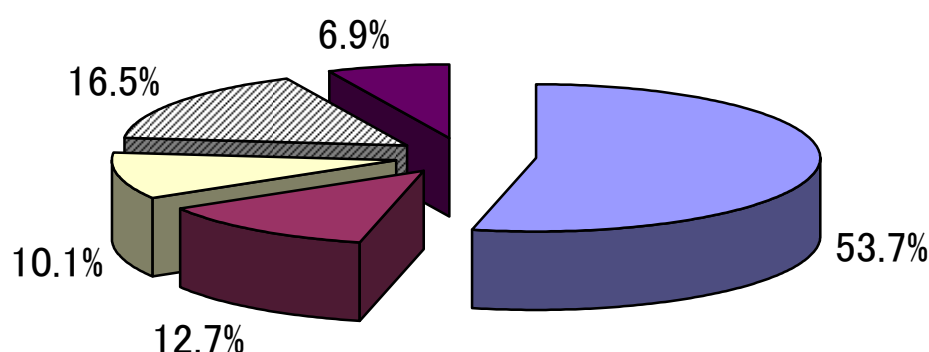
回答内容

- ・ 対面調査を行わない団体が増えている。
- ・ 政令市においても、対面調査を行っていない団体がある（千葉市、川崎市、広島市）。

Q 4 : 対面調査を行っていない理由（複数回答）

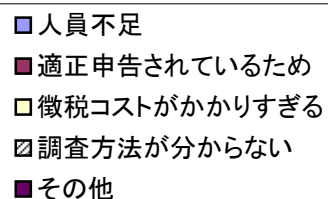
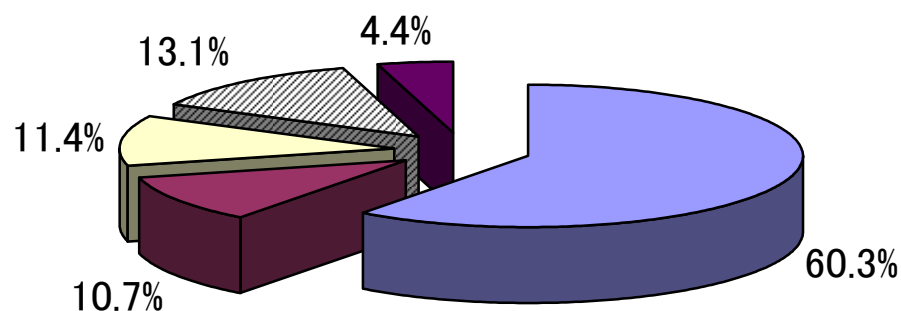
平成10年度

回答	回答数	シェア
人員不足	2,470	53.7
適正申告されているため	585	12.7
徴税コストがかかりすぎる	464	10.1
調査方法が分からない	758	16.5
その他	319	6.9
計	4,596	100.0



平成16年度

回答	回答数	シェア
人員不足	643	60.3
適正申告されているため	114	10.7
徴税コストがかかりすぎる	122	11.4
調査方法が分からない	140	13.1
その他	47	4.4
計	1,066	100.0



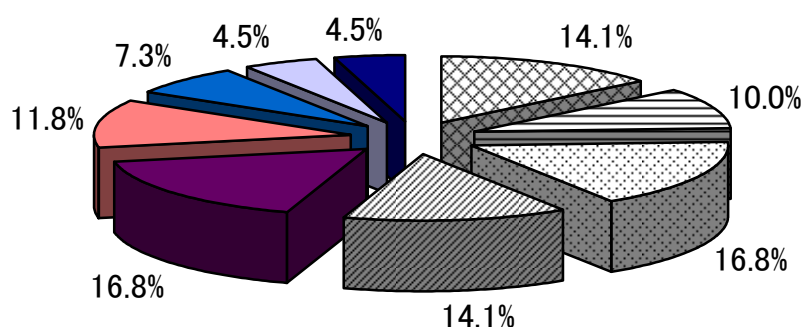
回答内容

- ・ 前回調査時と比較して「調査方法が分からない」が減少している要因は、研修会の実施、手引きの作成等によるものである。
- ・ 「その他」の具体的な内容は、「対面調査以外の調査を行っている」、「調査に費やす時間がない」である。

Q 5 : 具体的な調査内容 (Q 1-1で行っていると回答した場合) (複数回答)

平成16年度(大都市)

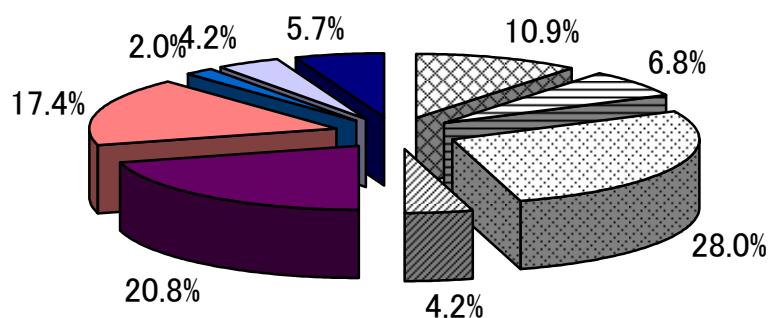
回答	回答数	シェア
対面調査	31	14.1
現物調査	22	10.0
税務署調査	37	16.8
保健所調査	31	14.1
未申告調査	37	16.8
申告内容確認調査	26	11.8
大型特殊自動車調査	16	7.3
課税標準特例調査	10	4.5
その他	10	4.5
計	220	100.0



□ 対面調査
 □ 現物調査
 □ 税務署調査
 □ 保健所調査
 ■ 未申告調査
 ■ 申告内容確認調査
 ■ 大型特殊自動車調査
 ■ 課税標準特例調査
 ■ その他

平成16年度(その他)

回答	回答数	シェア
対面調査	203	10.9
現物調査	128	6.8
税務署調査	523	28.0
保健所調査	79	4.2
未申告調査	389	20.8
申告内容確認調査	325	17.4
大型特殊自動車調査	37	2.0
課税標準特例調査	78	4.2
その他	107	5.7
計	1,869	100.0



□ 対面調査
 □ 現物調査
 □ 税務署調査
 □ 保健所調査
 ■ 未申告調査
 ■ 申告内容確認調査
 ■ 大型特殊自動車調査
 ■ 課税標準特例調査
 ■ その他

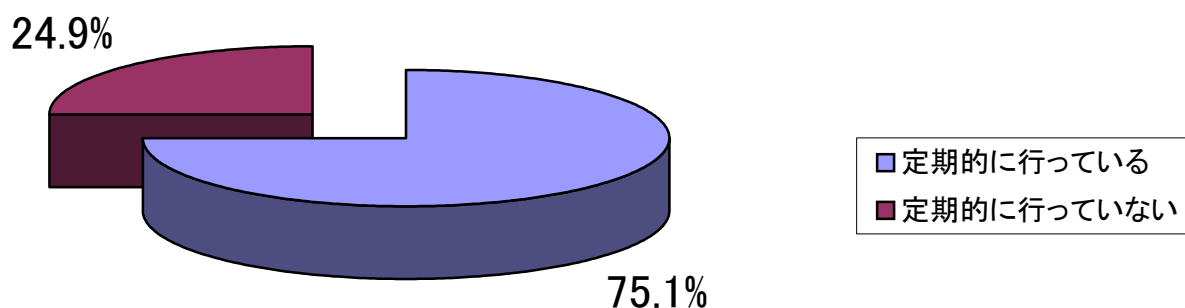
回答内容

- ・大都市以外の団体は、対面調査における問題点（人員不足及びコスト負担）をクリアするため、税務署調査を重視している傾向にある。

Q 6 : 実地調査の定期的実行状況（実地調査実施団体のみ）

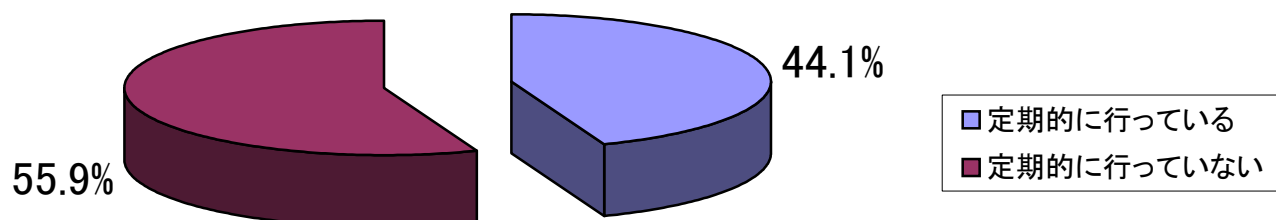
平成10年度

回答	回答数	シェア
定期的に行っている	226	75.1
定期的に行っていない	75	24.9
計	301	100.0



平成16年度

回答	回答数	シェア
定期的に行っている	438	44.1
定期的に行っていない	556	55.9
計	994	100.0



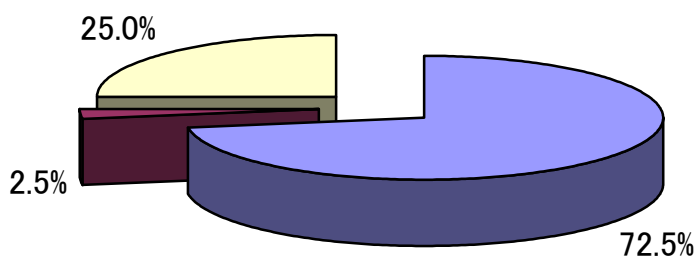
回答内容

- ・ 定期的実施が減少している主な要因は、「必要があると認められた場合」、「不定期」等、そのときの状況等により判断を行うケースが増えているためである。

Q 7 : 具体的な定期的実行状況 (Q 6で行っていると回答した場合)

平成16年度(大都市)

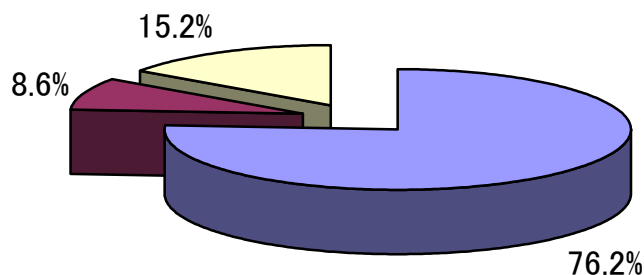
回答	回答数	シェア
1年に1回	29	72.5
2～3年に1回	1	2.5
その他	10	25.0
計	40	100.0



■ 1年に1回
■ 2～3年に1回
□ その他

平成16年度(その他)

回答	回答数	シェア
1年に1回	327	76.2
2～3年に1回	37	8.6
その他	65	15.2
計	429	100.0



■ 1年に1回
■ 2～3年に1回
□ その他

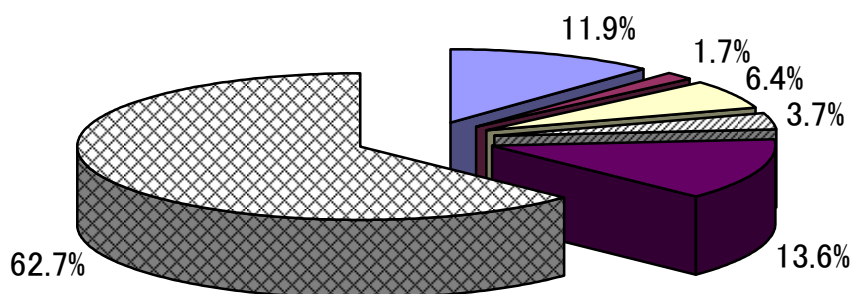
回答内容

- ・ 2～3年に1回（上段の円グラフ）と回答している団体は、北九州市である。
- ・ 「その他」の具体的内容は、3～5年に1回という割合が多い。

Q 8-1 : 納税者1人に対する調査頻度(1)

平成10年度

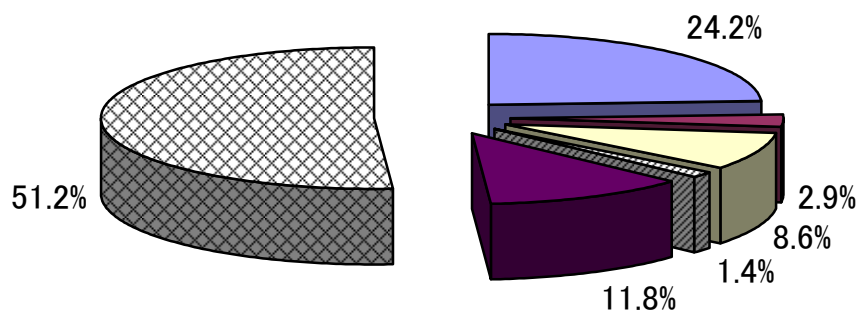
回答	回答数	シェア
毎年	35	11.9
2年に1回	5	1.7
3年に1回	19	6.4
4年に1回	11	3.7
5年に1回	40	13.6
その他	185	62.7
計	295	100.0



■ 毎年
■ 2年に1回
□ 3年に1回
▨ 4年に1回
■ 5年に1回
▨ その他

平成16年度

回答	回答数	シェア
毎年	220	24.2
2年に1回	26	2.9
3年に1回	78	8.6
4年に1回	13	1.4
5年に1回	107	11.8
その他	465	51.2
計	909	100.0



■ 毎年
■ 2年に1回
□ 3年に1回
▨ 4年に1回
■ 5年に1回
▨ その他

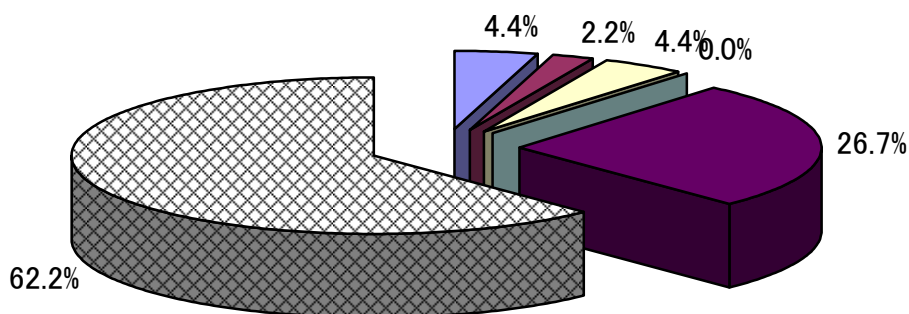
回答内容

- ・ 毎年実地調査を行う団体が増えている。
- ・ 「その他」の具体的内容は、「必要があると認められた場合等により、調査頻度が具体的に示すことが不可能である」との回答が多い。

Q 8-2 : 納税者1人に対する調査頻度(2)

平成16年度(大都市)

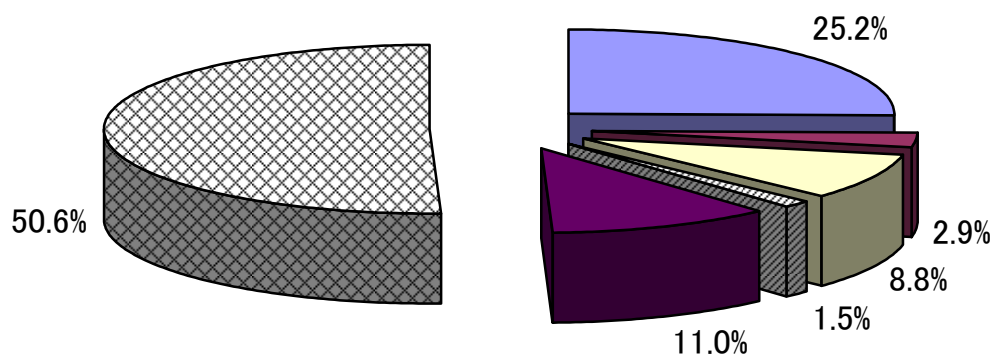
回答	回答数	シェア
毎年	2	4.4
2年に1回	1	2.2
3年に1回	2	4.4
4年に1回	0	0.0
5年に1回	12	26.7
その他	28	62.2
計	45	100.0



■ 毎年
■ 2年に1回
■ 3年に1回
■ 4年に1回
■ 5年に1回
■ その他

平成16年度(その他)

回答	回答数	シェア
毎年	218	25.2
2年に1回	25	2.9
3年に1回	76	8.8
4年に1回	13	1.5
5年に1回	95	11.0
その他	437	50.6
計	864	100.0



■ 毎年
■ 2年に1回
■ 3年に1回
■ 4年に1回
■ 5年に1回
■ その他

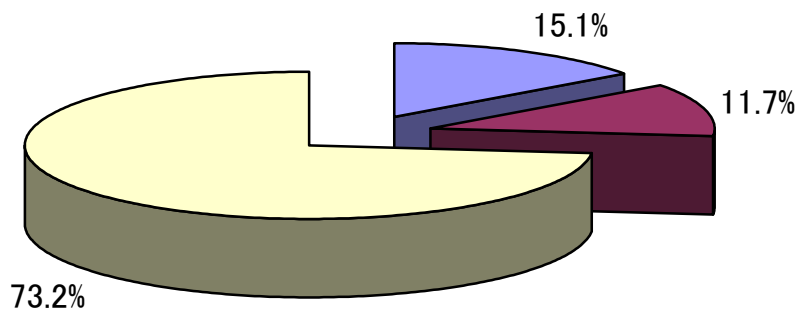
回答内容

- ・毎年実地調査を行う団体は、大都市よりも小都市のほうが割合が高い。
- ・「その他」の具体的内容は、「必要があると認められた場合等により、調査頻度が具体的に示すことが不可能である」との回答が多い。

Q 9 : 調査対象の選定方法

平成10年度

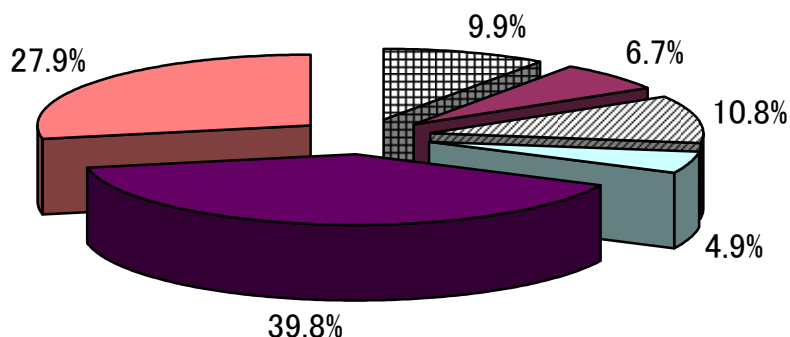
回答	回答数	シェア
全申告者を数年間で調査	45	15.1
大規模な申告者のみ対象	35	11.7
その他	219	73.2
計	299	100.0



- 全申告者を数年間で調査
- 大規模な申告者のみ対象
- その他

平成16年度

回答	回答数	シェア
全申告者を数年間で調査	114	9.9
大規模な申告者のみ対象	77	6.7
業種別に選定	125	10.8
所在地別に選定	57	4.9
未申告者を対象	461	39.8
その他	323	27.9
計	1,157	100.0



- 全申告者を数年間で調査
- 大規模な申告者のみ対象
- ▨ 業種別に選定
- 所在地別に選定
- 未申告者を対象
- その他

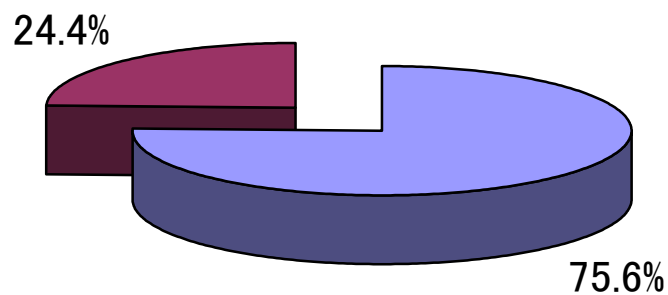
回答内容

- ・ 未申告者を対象にしている団体が、両年度とも多い状況である。
- ・ 「その他」の具体的内容は、「国税の資料を調査した結果、申告内容と乖離が大きい事業者を選定」、また、「新規事業者等を選定」するケースが多い状況である。

Q10-1：マニュアルの必要性(1)

平成10年度

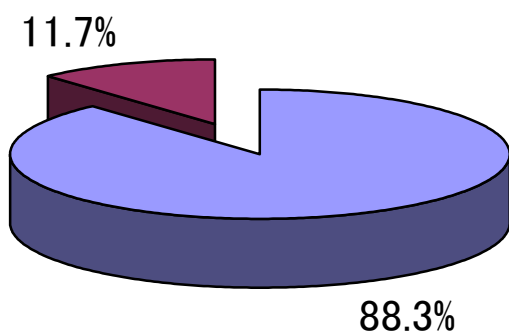
回答	回答数	シェア
必要	170	75.6
不要	55	24.4
計	225	100.0



■ 必要
■ 不要

平成16年度

回答	回答数	シェア
必要	2,379	88.3
不要	315	11.7
計	2,694	100.0

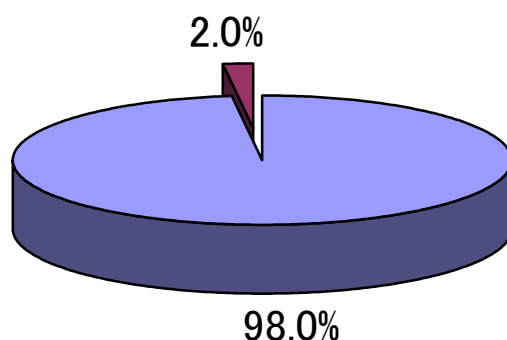


■ 必要
■ 不要

Q10-2：マニュアルの必要性(2)

平成16年度(大都市)

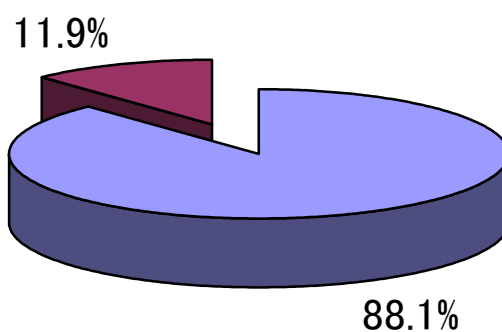
回答	回答数	シェア
必要	49	98.0
不要	1	2.0
計	50	100.0



■ 必要
■ 不要

平成16年度(その他)

回答	回答数	シェア
必要	2,330	88.1
不要	314	11.9
計	2,644	100.0



■ 必要
■ 不要

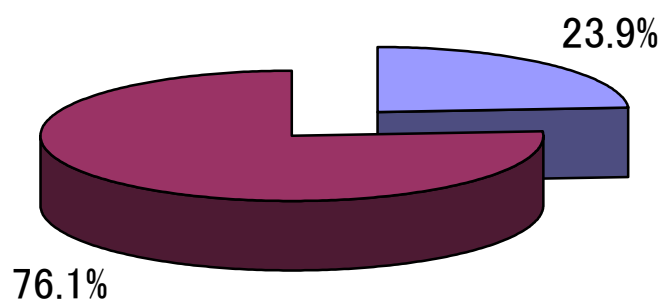
回答内容

- ・マニュアルの必要性は、大都市のほうが強く感じている。
- ・マニュアル不要（上段円グラフ）と回答したのは、高松市のみである。

Q11-1：マニュアルの有無

平成10年度

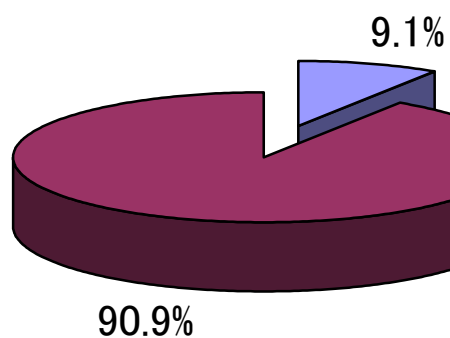
回答	回答数	シェア
有	72	23.9
無	229	76.1
計	301	100.0



有
無

平成16年度

回答	回答数	シェア
有	90	9.1
無	904	90.9
計	994	100.0

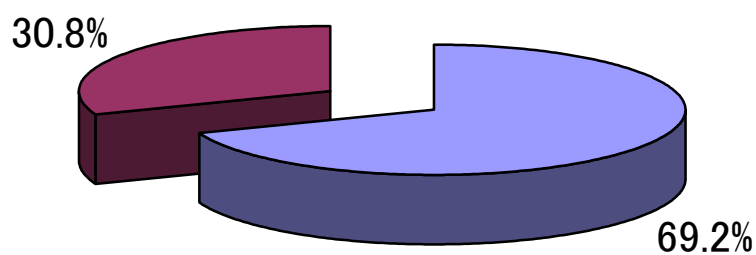


有
無

Q11-2：マニュアルの有無（大都市分）

平成10年度

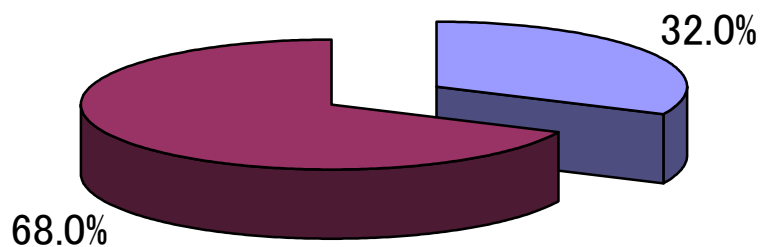
回答	回答数	シェア
有	9	69.2
無	4	30.8
計	13	100.0



有
無

平成16年度

回答	回答数	シェア
有	16	32.0
無	34	68.0
計	50	100.0

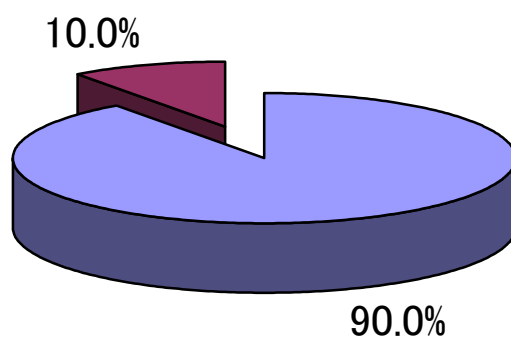


有
無

Q12：センターマニュアルの活用

平成16年度(大都市)

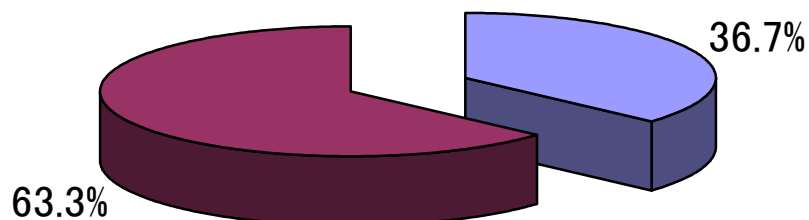
回答	回答数	シェア
有	45	90.0
無	5	10.0
計	50	100.0



有
無

平成16年度(その他)

回答	回答数	シェア
有	984	36.7
無	1,700	63.3
計	2,684	100.0



有
無

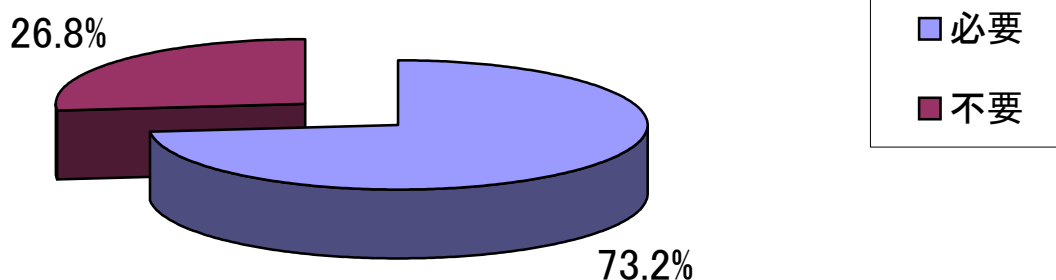
回答内容

- ・大都市以外の団体においては、センターマニュアル及び独自マニュアルの活用が少ない。

Q13：部内研修の必要性

平成16年度

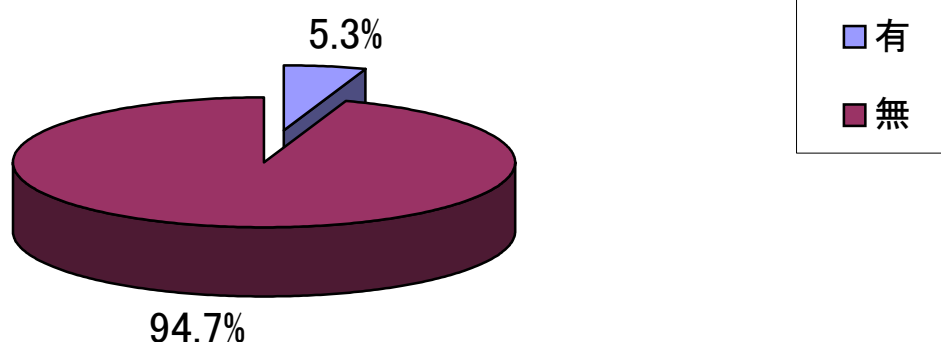
回答	回答数	シェア
必要	1,989	73.2
不要	727	26.8
計	2,716	100.0



Q14：部内研修の実施

平成16年度

回答	回答数	シェア
有	145	5.3
無	2,592	94.7
計	2,737	100.0



回答内容

- ・ 必要性を感じている反面、部内研修を実施している団体はほとんどない状況である。

**実地調査の実施状況等
に係る調査結果（県別集計表）**

団体名	実地調査の実施			具体的調査の実施（有と回答した場合）									
	有	無	実施率 （※1）	対面 調査	実施率 （※2）	現物 調査	税務署 調査	保健所 調査	未申告 調査	申告内容 確認調査	大型特殊 自動車調査	課税標準 特例調査	その他
北海道	61	152	28.6%	19	31.1%	10	35	4	30	22	7	6	3
青森	10	57	14.9%	5	50.0%	3	7	2	4	4	0	2	0
岩手	27	32	45.8%	2	7.4%	3	18	3	6	6	1	1	2
宮城	28	42	40.0%	7	25.0%	7	15	1	11	8	1	7	6
秋田	19	49	27.9%	2	10.5%	3	14	1	9	5	1	0	4
山形	15	30	33.3%	5	33.3%	3	10	0	6	4	0	2	0
福島	39	51	43.3%	14	35.9%	14	14	2	15	12	3	2	1
茨城	12	66	15.4%	4	33.3%	1	4	2	6	4	1	3	1
栃木	6	44	12.0%	3	50.0%	1	2	1	5	4	0	0	0
群馬	12	45	21.1%	6	50.0%	1	4	1	5	8	0	0	3
埼玉	26	65	28.6%	6	23.1%	3	18	3	20	7	1	3	4
千葉	32	48	40.0%	7	21.9%	8	11	5	20	9	0	3	5
東京	28	12	70.0%	1	3.6%	6	28	9	12	3	1	0	3
神奈川	21	17	55.3%	11	52.4%	5	7	10	16	9	2	2	4
新潟	16	53	23.2%	7	43.8%	2	6	1	4	7	0	2	2
富山	10	18	35.7%	4	40.0%	1	10	3	4	2	2	0	0
石川	20	17	54.1%	8	40.0%	6	10	0	8	7	1	1	3
福井	17	18	48.6%	4	23.5%	0	9	1	11	6	0	2	2
山梨	9	33	21.4%	1	11.1%	0	5	0	4	4	0	0	1
長野	49	69	41.5%	10	20.4%	5	23	4	17	21	1	0	3
岐阜	22	53	29.3%	4	18.2%	0	17	2	13	9	0	1	1
静岡	33	37	47.1%	11	33.3%	5	25	2	11	8	2	1	3
愛知	47	40	54.0%	11	23.4%	6	38	2	23	13	1	0	4
三重	19	39	32.8%	1	5.3%	1	12	2	7	6	0	0	1
滋賀	20	25	44.4%	5	25.0%	3	12	1	8	7	1	2	2
京都	15	25	37.5%	1	6.7%	1	6	1	5	9	0	0	4
大阪	21	24	46.7%	6	28.6%	7	13	7	13	7	2	3	5
兵庫	37	49	43.0%	8	21.6%	5	26	7	20	14	7	5	5
奈良	8	39	17.0%	1	12.5%	1	5	0	1	2	0	1	0
和歌山	6	44	12.0%	0	0.0%	1	2	0	4	3	0	0	0
鳥取	17	22	43.6%	4	23.5%	5	9	1	4	6	1	3	3
島根	13	31	29.5%	3	23.1%	2	6	1	6	4	1	2	3
岡山	12	60	16.7%	3	25.0%	0	6	0	4	2	0	1	2
広島	14	42	25.0%	4	28.6%	0	6	3	6	3	1	1	4
山口	21	28	42.9%	5	23.8%	3	6	4	9	10	2	7	7
徳島	15	33	31.3%	0	0.0%	0	9	2	7	3	0	0	1
香川	8	30	21.1%	2	25.0%	0	6	1	2	6	0	0	0
愛媛	10	39	20.4%	1	10.0%	1	6	2	1	2	0	1	2
高知	13	37	26.0%	2	15.4%	0	5	1	2	7	0	1	3
福岡	33	64	34.0%	10	30.3%	8	21	7	13	15	2	5	5
佐賀	17	33	34.0%	2	11.8%	2	6	0	4	7	0	0	3
長崎	18	44	29.0%	4	22.2%	3	10	2	8	7	0	2	1
熊本	33	54	37.9%	6	18.2%	7	18	2	13	15	5	9	4
大分	16	43	27.1%	2	12.5%	1	9	2	8	5	1	2	1
宮崎	17	28	37.8%	5	29.4%	3	9	2	5	5	4	2	1
鹿児島	27	57	32.1%	3	11.1%	0	10	3	8	12	0	1	5
沖縄	25	28	47.2%	4	16.0%	3	12	0	8	12	1	2	0
	994	1,966		234		150	560	110	426	351	53	88	117

※1：実地調査を行っている団体の割合

※2：実地調査を行っている団体のうち、対面調査を行っている割合

団体名	対面調査を行わない理由					実地調査を行わない理由				
	人員不足	適正申告 されている ため	徴税コス トがかか りすぎる	調査方法 が分から ない	その他	人員不足	適正申告 されている ため	徴税コス トがかか りすぎる	調査方法 が分から ない	その他
北海道	31	13	8	8	3	121	39	22	23	6
青森	4	1	0	1	0	50	14	10	19	0
岩手	18	5	5	2	2	33	5	5	6	1
宮城	18	4	4	5	0	39	5	5	8	2
秋田	16	3	2	1	0	42	9	5	9	1
山形	9	0	0	3	0	26	7	4	4	1
福島	23	6	4	3	1	43	15	15	9	3
茨城	7	2	2	2	0	59	5	11	20	4
栃木	2	1	0	1	0	38	6	4	16	1
群馬	2	1	0	0	0	42	5	5	7	0
埼玉	18	1	5	6	2	63	5	7	12	4
千葉	24	2	5	2	3	50	9	7	6	2
東京	22	3	2	11	2	10	4	2	2	0
神奈川	8	1	0	5	2	15	3	2	3	1
新潟	7	3	1	3	1	51	4	14	13	6
富山	3	1	0	1	1	13	3	0	7	0
石川	10	3	5	2	0	17	3	3	6	0
福井	11	3	4	2	0	17	2	2	4	0
山梨	8	1	0	0	2	28	9	3	7	0
長野	34	6	11	9	3	57	13	10	27	4
岐阜	16	1	4	5	0	51	4	2	17	1
静岡	20	2	2	1	0	36	1	6	17	1
愛知	36	1	5	6	1	40	2	5	12	2
三重	17	1	3	3	3	35	6	9	7	1
滋賀	15	2	1	1	1	24	1	1	5	0
京都	9	3	2	3	3	23	4	3	7	2
大阪	13	1	2	4	1	23	2	6	9	1
兵庫	26	5	5	5	0	45	8	8	10	1
奈良	4	2	0	1	1	35	9	3	10	4
和歌山	4	1	1	1	2	38	10	7	8	4
鳥取	13	1	6	3	0	19	4	4	5	0
島根	9	1	4	1	2	21	8	9	7	0
岡山	9	0	2	4	0	55	8	13	17	0
広島	8	1	0	4	2	35	5	5	12	3
山口	14	2	4	3	2	22	6	5	4	4
徳島	14	1	1	2	0	28	7	5	10	3
香川	5	1	0	0	0	26	6	6	7	1
愛媛	8	1	3	1	0	34	8	1	17	0
高知	7	2	4	0	2	32	9	4	9	0
福岡	19	2	3	3	1	61	6	11	18	5
佐賀	12	3	0	6	0	30	5	2	13	0
長崎	12	2	1	1	0	38	7	7	4	0
熊本	21	5	1	4	2	41	18	6	7	4
大分	12	3	1	0	0	43	9	8	17	1
宮崎	11	1	2	1	0	25	4	0	6	0
鹿児島	18	5	6	3	1	45	16	6	11	1
沖縄	16	4	1	7	1	22	3	2	18	0
	643	114	122	140	47	1,741	341	280	492	75

	実地調査の必要性		必要の理由			不必要の理由			
団体名	必要	不必要	申告内容の 確認のため	未申告解消 のため	その他	人員不足	適正申告 されている ため	徴税コス トがかかり すぎる	その他
北海道	171	42	142	128	5	28	20	12	2
青森	49	18	41	38	0	11	9	4	0
岩手	55	4	48	38	2	4	2	0	0
宮城	56	14	49	41	1	12	4	3	2
秋田	54	14	42	39	1	9	6	4	0
山形	36	9	33	23	1	6	5	2	0
福島	71	19	54	46	3	13	11	5	0
茨城	59	17	46	51	2	14	4	7	1
栃木	38	12	30	34	1	7	4	1	1
群馬	46	11	37	35	3	9	4	2	0
埼玉	77	14	58	64	5	13	3	4	3
千葉	69	10	52	52	4	8	6	5	0
東京	36	4	25	33	5	2	2	2	0
神奈川	36	2	31	31	2	2	2	0	0
新潟	55	13	51	36	1	10	4	6	0
富山	22	6	16	17	2	3	3	1	1
石川	35	2	27	21	0	2	1	1	0
福井	30	5	25	20	2	4	2	1	0
山梨	34	8	31	24	4	5	2	3	0
長野	90	28	76	63	6	18	10	8	0
岐阜	63	12	49	47	5	11	2	1	0
静岡	67	3	59	44	1	4	2	0	0
愛知	74	12	62	52	6	12	4	3	0
三重	40	18	32	28	1	14	6	2	2
滋賀	40	4	33	27	2	2	1	1	0
京都	34	6	26	26	5	5	1	0	1
大阪	41	4	33	37	5	3	1	0	1
兵庫	69	17	59	62	1	13	4	10	0
奈良	39	8	28	31	0	7	4	3	0
和歌山	34	16	25	26	0	10	7	6	0
鳥取	34	5	23	24	3	1	2	3	0
島根	33	11	24	24	2	7	5	5	0
岡山	46	24	36	31	1	18	11	9	0
広島	48	8	35	33	1	8	2	1	0
山口	35	14	26	28	2	9	6	4	1
徳島	36	12	24	29	1	8	5	5	0
香川	30	8	23	23	1	5	4	2	0
愛媛	29	7	22	20	2	5	4	0	0
高知	40	10	30	26	0	5	4	2	0
福岡	86	11	71	63	10	7	3	3	0
佐賀	44	6	31	31	1	4	2	0	0
長崎	52	9	43	37	3	6	5	4	0
熊本	71	16	56	50	3	5	13	1	0
大分	41	18	35	24	1	17	6	5	0
宮崎	39	6	31	31	5	6	2	0	0
鹿児島	64	20	46	49	1	13	14	7	0
沖縄	50	3	44	40	0	0	3	0	0
	2,398	540	1,920	1,777	113	385	227	148	15

団体名	実地調査の 定期的実行		具体的に（行ってい ると回答した場合）			納税者 1 人に対する調査頻度					
	行っ ている	行っ ていない	1 年に 1 回	2 ～ 3 年 に 1 回	その他	毎年	2 年に 1 回	3 年に 1 回	4 年に 1 回	5 年に 1 回	その他
北海道	31	181	27	1	4	17	4	9	2	10	18
青森	6	61	6	0	0	3	0	0	0	1	6
岩手	9	39	6	1	3	5	1	3	0	4	7
宮城	16	46	13	2	1	8	0	1	0	4	15
秋田	8	11	8	0	1	7	0	0	0	0	8
山形	7	8	7	0	0	0	0	2	0	2	11
福島	14	62	11	1	4	6	2	1	0	7	28
茨城	4	55	3	1	0	0	1	0	1	2	5
栃木	2	48	2	0	0	2	0	0	0	0	3
群馬	6	38	5	0	0	2	0	1	0	2	5
埼玉	14	12	11	0	4	2	0	0	0	4	14
千葉	14	53	12	2	1	6	0	3	1	2	19
東京	21	17	15	1	7	5	0	2	0	1	16
神奈川	13	20	13	0	0	5	0	0	1	2	12
新潟	8	41	5	2	2	3	0	0	1	4	6
富山	5	21	4	0	1	2	0	0	0	2	4
石川	9	28	8	0	1	7	1	3	2	2	8
福井	4	30	3	1	0	2	0	2	0	1	7
山梨	6	27	5	0	1	2	0	0	0	1	5
長野	25	92	21	3	3	15	3	5	0	5	17
岐阜	12	63	7	3	2	5	3	4	0	3	11
静岡	22	39	17	1	3	9	0	1	0	8	20
愛知	30	48	22	1	8	7	1	8	0	7	15
三重	6	52	5	1	0	5	0	1	0	0	8
滋賀	5	30	4	0	0	2	0	1	1	1	9
京都	6	9	5	1	1	3	0	0	0	0	11
大阪	12	24	7	1	5	1	1	1	1	2	13
兵庫	19	67	15	1	3	4	2	2	1	7	23
奈良	2	6	1	0	1	2	0	2	0	2	1
和歌山	0	50	0	0	0	1	0	1	0	2	5
鳥取	4	28	4	0	0	4	0	1	0	1	8
島根	5	35	4	1	0	3	0	2	0	0	10
岡山	6	6	4	1	1	1	0	0	0	2	7
広島	8	39	6	1	1	3	0	0	0	1	8
山口	11	28	10	0	3	6	0	1	0	1	7
徳島	6	42	5	1	0	8	1	0	0	1	5
香川	6	30	3	2	1	4	1	1	0	1	2
愛媛	2	43	1	1	0	0	0	1	0	2	7
高知	2	13	1	0	1	2	0	1	0	0	10
福岡	15	72	11	3	2	5	0	6	0	2	7
佐賀	3	20	3	0	0	1	0	1	0	1	7
長崎	7	47	6	1	0	3	2	1	1	0	5
熊本	12	75	10	1	0	12	0	4	0	3	13
大分	5	54	2	1	2	4	0	1	0	1	11
宮崎	6	39	4	0	2	5	1	0	0	3	7
鹿児島	11	68	10	0	1	16	0	2	1	0	7
沖縄	9	44	4	1	5	5	2	3	0	0	14
	454	1,961	356	38	75	220	26	78	13	107	465

団体名	調査対象の選定方法						マニュアル の必要性		独自のマニ アル作成	
	全申告者 を数年間 で調査	大規模な 申告者の み対象	業種別に 選定	所在地域 別に選定	未申告者 を対象	その他	必要	不要	有	無
北海道	4	2	13	8	22	16	167	46	5	208
青森	0	0	2	0	5	6	61	6	1	66
岩手	2	3	3	2	10	7	45	4	2	50
宮城	4	8	2	1	14	6	50	9	3	57
秋田	1	1	1	1	10	8	64	4	0	68
山形	3	0	2	1	5	5	38	7	1	44
福島	6	4	6	2	15	17	72	7	5	75
茨城	0	0	6	0	7	3	53	3	2	54
栃木	0	1	1	3	5	1	38	2	1	40
群馬	2	1	4	2	4	4	47	4	3	48
埼玉	2	3	3	4	15	8	66	25	3	88
千葉	5	3	6	0	18	9	69	1	3	68
東京	1	1	3	0	17	9	38	0	1	37
神奈川	3	1	4	2	11	7	30	2	6	26
新潟	5	3	4	1	5	2	50	8	3	51
富山	0	3	0	0	4	3	25	2	0	26
石川	2	2	1	1	8	8	37	0	1	36
福井	2	3	0	0	8	4	31	4	0	35
山梨	1	0	0	0	4	3	38	4	0	42
長野	14	4	4	1	18	18	105	14	8	110
岐阜	7	2	1	1	12	4	69	6	2	73
静岡	6	4	4	3	13	13	54	5	3	54
愛知	11	2	4	0	17	14	66	10	6	71
三重	1	0	1	1	12	6	43	15	0	58
滋賀	2	0	2	1	7	5	35	2	1	37
京都	0	2	0	0	5	10	35	5	1	39
大阪	4	1	3	3	16	6	37	3	3	37
兵庫	3	2	2	1	21	19	80	6	6	80
奈良	1	1	2	0	3	1	47	0	0	47
和歌山	0	1	1	0	5	2	35	15	0	50
鳥取	3	0	3	0	3	7	36	3	2	37
島根	1	0	1	1	10	5	34	5	2	38
岡山	0	2	3	2	4	3	11	1	0	12
広島	3	1	0	2	6	6	47	1	2	44
山口	0	5	4	1	10	7	38	5	1	42
徳島	0	0	2	1	12	2	36	12	0	48
香川	1	1	3	0	6	2	31	3	0	34
愛媛	0	1	3	0	1	5	24	6	1	43
高知	0	2	3	0	6	2	45	5	2	48
福岡	4	1	5	5	19	9	77	2	6	75
佐賀	2	0	2	0	4	2	43	4	0	48
長崎	2	0	1	1	8	5	49	4	0	53
熊本	1	2	1	1	13	16	75	12	0	87
大分	1	0	0	0	9	8	49	10	0	59
宮崎	1	2	3	2	8	6	40	5	1	44
鹿児島	2	1	2	0	14	8	70	14	1	83
沖縄	1	1	4	2	12	6	49	4	2	51
	114	77	125	57	461	323	2,379	315	90	2,621

団体名	センターマニュアル活用の有無		部内研修の実施		部内研修の必要性	
	有	無	有	無	必要	不要
北海道	62	151	13	201	139	74
青森	17	50	0	67	45	22
岩手	25	24	4	47	37	13
宮城	29	31	4	57	45	16
秋田	24	44	5	63	55	13
山形	16	29	1	44	32	13
福島	38	40	5	76	51	29
茨城	25	34	2	58	54	7
栃木	16	25	3	38	32	8
群馬	22	28	3	48	35	16
埼玉	34	57	5	86	60	31
千葉	41	30	5	67	58	14
東京	24	15	4	34	30	7
神奈川	20	12	6	26	25	7
新潟	21	37	1	57	41	16
富山	11	17	0	28	22	6
石川	16	21	1	36	26	11
福井	10	25	1	34	24	11
山梨	10	32	0	42	30	12
長野	41	77	4	114	75	43
岐阜	22	53	3	72	54	20
静岡	31	30	4	58	51	10
愛知	42	35	6	72	57	20
三重	14	44	3	55	34	24
滋賀	20	21	1	39	35	4
京都	18	22	1	39	26	14
大阪	23	17	5	36	31	9
兵庫	38	48	7	79	63	23
奈良	15	32	1	46	40	7
和歌山	10	40	2	48	28	22
鳥取	13	26	1	38	23	16
島根	17	24	2	37	32	7
岡山	6	6	0	12	6	6
広島	15	35	4	46	42	7
山口	19	26	5	40	29	15
徳島	7	41	5	43	26	22
香川	8	26	0	34	27	6
愛媛	10	39	0	44	24	13
高知	15	35	4	46	43	7
福岡	26	55	3	77	62	18
佐賀	10	37	3	44	40	7
長崎	24	30	2	52	41	12
熊本	42	45	2	85	67	20
大分	18	41	2	57	48	11
宮崎	18	27	3	42	36	9
鹿児島	26	58	5	79	65	19
沖縄	20	33	4	49	43	10

1, 029 1, 705 145 2, 592 1, 989 727

2 償却資産の申告制度の現状及び課題等

(1) 現状

固定資産税は、原則として、賦課期日現在における固定資産の所有者に課税されるものであるが、所有者とは、土地については、土地登記簿又は土地補充課税台帳に、家屋については、建物登記簿又は家屋補充課税台帳に、それぞれ所有者として登記又は登録されている者をいい、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者である（地方税法第343条第2項、第3項）。

また、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在におけるその償却資産について、その所在、取得時期及び取得価額等償却資産課税台帳の登録及びその償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに償却資産の所在地の市町村長に申告することとなっている（地方税法第383条）。

このように、償却資産について申告義務を課している理由は、償却資産は極めて多種多様であり、資産の移動も多いことによって、課税客体や取得価額の把握が困難であるということに加え、土地及び家屋と異なり、登記制度がないことが要因として挙げられる。

(2) 現行制度が抱える課題

現行制度においては、各納税者は、通常、賦課期日後に到来する決算日前に、当該期日現在における償却資産の価格の決定に必要な事項を申告しなければならないため、①賦課期日現在と決算日現在において、それぞれ減価計算事務を行う必要があり、また、通常の決算事務とは別に、賦課期日直前の決算日から賦課期日までの資産の移動分を把握しなければならず、煩雑な経理事務を強いられている。

さらに、②賦課期日における資産の状況は、現実には決算日になって初めて確定するため、決算日前に確定した申告をすることは極めて困難である。

（例）

- ・ 建設仮勘定に計上中の資産及び人件費の清算振替等については、決算まで額が決定せず、固定資産税の申告においては概算の金額で申告される場合がある。

(3) 検討案

前述の課題を踏まえ、平成１０年度及び１１年度の償却資産研究委員会において、納税者の事務負担の軽減及び申告制度の簡素合理化を図る観点から、次の２つの案の検討を行ったところである。

- ① 賦課期日制度を維持した上で、法人の決算日との調整を図る（以下「賦課期日制度の維持」という。）。
- ② 賦課期日を法人の決算日とする（以下「賦課期日制度の変更」という。）。

3 申告制度のあり方の検討

本委員会は、前述の2つの案について具体的検討を行うものである。

前述の現行制度が抱える2つの大きな課題、つまり、①賦課期日及び決算日現在において、それぞれ減価計算事務が必要、②賦課期日現在において確定した申告を行うことは極めて困難の2点を踏まえ、これらを解決する方向で具体的案を提示し、さらに、この案に対する利点及び課題等について検討を行うこととする。

まず、案①（賦課期日制度の維持）について具体的案を検討する。

I. 賦課期日制度の維持

(1) 賦課期日現在の資産を1月31日に仮申告し、決算確定後本申告(案1)

通常、賦課期日後に到来する決算日前に確定した申告を行うことは困難であるため、1月31日に仮申告し、決算確定次第、速やかに差額分を考慮した形で申告（以下「本申告」という。）を行う、つまり、2度の申告を要する案である。

① 利点

上記の案における利点については、次のように整理できる。

- I 決算確定後に本申告するため、納税者は決算終了後の確定した資産内容・取得価額等を申告することが可能となる
- II 現行の取扱いと大きな差異が生じない（現行制度においても、固定資産の価格決定がなされた後、当該価格等に重大な錯誤があることを発見した場合には、価格等の修正を行う。）ことから受け入れやすい

② 課題

上記の案における課題については、次のように整理できる。

- I 賦課期日現在と決算日現在の2度の減価計算事務を行う必要がある
- II 仮申告は、決算日前に申告することとなり、確定した申告を行うことが困難であるという現状に変化がない
- III 2度の申告を行う必要があるため、事務負担が倍増する
- IV 課税庁側も納税者の決算期を管理するとともに、本申告に係る事務が決算期毎（基本的に毎月）に発生する
- V 電算システムの変更が必要となる

上記の利点及び課題等を検討した結果、2つの大きな課題①については、仮申告及び本申告において、2度の減価計算事務を行う現状に変わりなく、解決策として有効ではないものと考えられる。

2つの大きな課題②については、賦課期日現在における申告は、いずれ決算終了後に確定した申告を行うこととなるため、従来のように、賦課期日から申告期限の1月31日までの短期間で確定した申告を行う必要がなくなるメリットはあるものの、いずれ本申告を行うため、仮申告の精度が薄れるのではないかと懸念がある。また、賦課期日現在における確定した申告を行うことは、仮申告においても不可能である現状に変わりはなく、2度の申告を求めるメリットがないものと判断できる。

したがって、2つの大きな課題は、いずれも改善することは不可能であり、本提案を採用する可能性は極めて少ないものと判断できる。

(2) 賦課期日現在の資産を決算確定後申告（案2）

納税者の事務負担の軽減を図る観点から、2度の申告を行うことのないよう、賦課期日現在の資産を決算確定後に速やかに申告を行う案である。

① 利点

上記の案における利点については、次のように整理できる。

- I 納税者は決算終了後の確定した資産内容・取得価額等を申告することが可能となる
- II 決算確定後の申告であるため、申告するまでの間、時間的な余裕ができる

② 課題

上記の案における課題については、次のように整理できる。

- I 賦課期日現在と決算日現在の2度の減価計算事務を行う必要がある
- II 課税庁側も納税者の決算期を管理するとともに、申告に係る事務が決算期毎（基本的に毎月）に発生する
- III 納税者により申告時期が異なることから、納期設定の検討が必要
- IV 決算日の異なる事業者間で評価が異なるケース（年度ずれ）が考えられる

上記の利点及び課題等を検討した結果、2つの大きな課題②については、決算確定後において賦課期日現在の資産を申告することとなることから、確定した申告を行うことが可能となり解決できる。

しかしながら、2つの大きな課題①については、結局、賦課期日現在の資産の申告を行うことに変わりはなく、賦課期日現在と決算日現在の2度の減価計算事務を行う現状の解決策としては有効ではないものと考えら

れる。

したがって、大きな課題の一つが改善することは不可能であり、本提案を採用する可能性は少ないものと判断できる。

(3) 賦課期日現在の資産を2月末に申告(案3)

賦課期日現在の資産を短期間で申告することは困難であるという状況を踏まえ、申告時期を1月末から1ヶ月の延長を行う案である。

① 利点

上記の案における利点については、納税者は申告期限まで2ヶ月間の時間的余裕ができる。

② 課題

上記の案における課題については、次のように整理できる。

- I 賦課期日現在と決算日現在の2度の減価計算事務を行う必要がある
- II 決算日前の申告であり、現行制度とほとんど変わらない
- III 課税庁側の賦課事務がタイトになる

上記の利点及び課題等を検討した結果、改正点は申告期限のみ延長であり、現行制度とほとんど変わらない状況であるため、当然のことながら、2つの大きな課題については、解決することは不可能である。

なお、申告状況については、下記の2つの事例を示しているとおり、現行制度においても、申告期限どおりに申告を行っていない状況を踏まえ、申告期限の延長は、課税庁側にとって、さらなる事務負担が増加することが想定されることから、本提案を採用する可能性は極めて少ないものと判断できる。

【名古屋市の事例】

平成15年度申告ベース

	1月末現在	2月末現在	3月末現在
申告率	66.6%	88.3%	91.6%

【旭川市の事例】

平成16年度申告ベース

	1月末現在	2月末現在	3月末現在
申告率	71.0%	80.8%	94.6%

次に案②（賦課期日制度の変更）について具体的案を検討する。

Ⅱ 賦課期日制度の変更

（１） 賦課期日を法人の決算日とする。（案４）

固定資産税の申告制度については、国税の取扱いに合わせるなどの簡素化を図るべきではないかとの意見を踏まえ、納税者の事務負担の軽減を図る観点から、賦課期日を法人の決算日、つまり、国税の償却計算期間である事業年度とし、決算日から２ヶ月程度後に申告を行う案である。

① 利点

上記の案における利点については、次のように整理できる。

- Ⅰ 納税者は１回の減価計算事務で申告ができ、事務負担の軽減に繋がる
- Ⅱ 納税者は決算終了後の確定した資産内容・取得価額等を申告することが可能となる
- Ⅲ 決算日から２ヶ月程度後の申告であるため、申告するまでの間、時間的な余裕ができる

② 課題

上記の案における課題については、次のように整理できる。

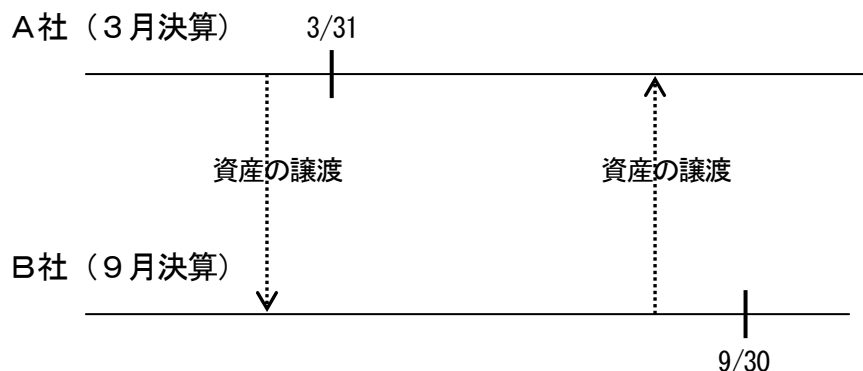
- Ⅰ 課税庁は、納税者の決算期を管理するとともに、申告に係る事務が決算期毎（基本的に毎月）に発生する
- Ⅱ 決算日の異なる事業者間で資産の移動を行うことにより課税を逃れることが可能となる
- Ⅲ 納税者により申告時期が異なることから、納期設定の検討が必要
- Ⅳ 賦課期日（決算日）は納税者によって様々であり、決算日の異なる事業者間で評価が異なるケースが考えられる
- Ⅴ 納税者及び課税庁とも電算システム的大幅な変更が必要となる可能性がある

上記の利点及び課題等を検討した結果、２つの大きな課題①については、賦課期日を法人の決算日とすることにより、国税と同様の償却計算期間となることから、減価計算事務は１回のみで対応することができる。また、２つの大きな課題②については、当然のことながら、決算確定後の申告となることから、確定した資産等の申告を行うことができる。

したがって、２つの大きな課題を改善できるが、次のさらなる課題が生じる。

1 点目は、「決算日の異なる事業者間で資産の移動を行うことにより課税を逃れることが可能となる」という問題である。

つまり、決算日の異なる関連会社等を利用することにより、決算日間近となった時点で別会社に資産を移動し、また、別会社の決算日間近となった時点で資産を返却するという方法により、合法的に課税逃れが可能となる。



A社は、決算日（3/31）直前に関連会社のB社に資産を移動した後、決算日（賦課期日）現在の資産について申告（資産譲渡分を除く。）。

また、B社の決算日（9/30）直前にA社に資産を返却。

このように、決算日の異なる事業者間で資産の譲渡を繰り返すことにより、当該資産の申告を行う必要がなくなる。

現行制度においては、前年中に取得した資産の評価は半年償却を採用しているが、この問題を解決するためには、国税同様、月割り償却を導入すること、つまり、法人の事業年度内において所有している月数の割合に応じた評価等を行うことで解決できるものと考えられる。

また、新規取得資産と同様、事業年度内の中途において譲渡又は除却した償却資産についても月割りで課税する必要があるが、このような資産は、賦課期日（決算日）現在に所有していないため、賦課期日現在の状況で課税するという固定資産税制度の根本的な考え方を変更する必要があると考えられる。

一方、半年償却は、全資産について平均的に減価額を算出すればそれほど大差がないと認められるものであること、また、月割り償却の事務的な煩雑さ等を考慮し導入していることから、納税者にとっては、新たな事務負担の増加に繋がる可能性がある。

【半年償却導入の主な要因】

- ① 法人税においては月割償却法を採用しておりますが、前年の6月以前において取得された資産は、半年償却法による場合より多くの減価額が算定されることになり、また、その逆に7月以降の月において取得された資産は半年償却法による場合より少ない減価額が算定されるこ

ととなる。しかし、前年中に取得された資産は、一つの企業をとってみれば、前年の1月に取得された資産もあれば12月に取得された資産もあるように、その取得はまちまちであり、総合的に考えれば、すべての資産は平均して前年の中央となる時点に取得されたものとみなしても大差がないとみられること

- ② すべての資産について取得の月毎に減価償却額の計算を行うこととなれば実務上もきわめて煩雑となることから、すべての資産が前年の中央となる時点に取得されたものとみなした方が手続的にも便利であり、かつ簡易でもある。

2点目は、「納税者により申告時期が異なることから、納期設定の検討が必要」という問題（案2も同様）である。

固定資産税の納期については、地方税法第362条において「4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める」と規定しているが、納期をこのように年4期に分けているのは、納税者の納税の便宜を考慮して、一時に多額な税負担を強いることをせず、円滑な徴収を確保する趣旨に基づくものである。

したがって、決算日が年度後半となる場合（例えば、12月決算で2月申告）、1回もしくは2回程度の納期設定となり、納税者にとっては、一時に多額な税負担を負うこととなるため、納税者の意見等を踏まえ、慎重な判断が求められるところである。

(2) 3月末を賦課期日とする。(案5)

一般的に事業年度を3月としている納税者が多いと考えられるため、3月末を賦課期日とし、2ヶ月程度後に申告を行う案である。

① 利点

上記の案における利点については、次のように整理できる。

- I 一部の納税者は1回の減価計算事務で申告ができ、事務負担の軽減に繋がる
- II 一部の納税者は決算終了後の確定した資産内容・取得価額等を申告することが可能となる

② 課題

上記の案における課題については、次のように整理できる。

- I 一部の納税者は決算終了後の確定した資産内容・取得価額等を申告することができる

Ⅱ 一部の納税者は1回の減価計算事務で申告ができ、事務負担の軽減に繋がる

Ⅲ 納税者及び課税庁とも電算システム的大幅な変更が必要となる可能性がある

上記の利点及び課題等を検討した結果、2つの大きな課題①及び②については、それぞれ一部の納税者のみ改善されるものであり、納税者にとって事務負担の度合いに温度差が生じることとなる。

では、具体的に3月末を事業年度としている納税者がどのぐらいの割合であるのかを検証することとする（下記参照）。

【名古屋市の事例】

平成15年度ベース

決算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
構成比	3.5%	6.8%	24.9%	6.7%	7.6%	8.9%	7.6%	8.7%	10.7%	3.9%	2.9%	7.8%

【旭川市の事例】

平成15年度ベース

決算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
構成比	4.3%	7.5%	36.4%	5.8%	5.5%	6.5%	4.7%	5.2%	6.5%	2.2%	1.2%	14.2%

以上のとおり、3月末を事業年度している納税者は約3割であり、全ての納税者の事務負担の軽減に繋がらないことから、本提案を採用する可能性は少ないものと判断できる。

4 検討の結果と今後の方向性

本委員会としては、以上の案（案１から案５）に係る分析を踏まえ、２つの大きな課題に対して最も評価の高い案は、案４（賦課期日を法人の決算日とする）である（下記評価表参照）。

しかしながら、賦課期日制度の変更等による大きな課題が残っており、今後、納税者の意見等を踏まえ、この案を基本に他の案も含め、慎重な検討を行う必要がある。

【現行制度が抱える２つの大きな課題に対する評価】

	案 1	案 2	案 3	案 4	案 5
①	×	×	×	○	△
②	×	○	×	○	△

※ ①は、賦課期日及び決算日現在において、それぞれ減価計算事務が必要

※ ②は、賦課期日現在において確定した申告を行うことは極めて困難

参 考 資 料

参 照 条 文

(固定資産の実地調査)

第408条 市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも1回実地に調査させなければならない。

(固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権)

第353条 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第1号若しくは第2号の者の者の事業に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号、第396条第1項並びに第397条第1項第1号及び第2号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- 三 前2号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

(固定資産の申告)

第383条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（第389条第1項の規定によって道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第742条第1項若しくは第3項の規定によって道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。）は、総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

(道府県知事又は総務大臣によって評価される固定資産の申告)

第394条 第389条第1項の規定によって道府県知事又は総務大臣が評価すべき固定資産の所有者で固定資産税の納税義務があるものは、総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該固定資産について、固定資産課税台帳に登録されるべき事項及びこれに記載をされている事項並びに法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費として控除すべき減価償却額又は減価償却費の計算の基礎となる価額その他固定資産の評価に必要な事項を1月31日までに、道府県知事又は総務大臣に申告しなければならない。

(道府県知事又は総務大臣の評価の権限)

第389条 道府県知事（次に掲げる固定資産について関係市町村が2以上の道府県に係るときは、総務大臣とする。以下本条において同じ。）は、次に掲げる固定資産について、前条第1項の固定資産評価基準によって、第409条第1項から第3項までの規定の例によって評価を行った後、総務省令の定めるところによって、当該固定資産が所在するものとされる市町村並びにその価格及び第349条の3又は第349条の3の2の規定の適用を受ける固定資産についてはその価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額（以下固定資産税について「価格等」という。）を決定し、決定した価格等を当該市町村に配分し、毎年3月31日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

- 一 総務省令で定める船舶、車両その他の移動性償却資産又は可動性償却資産で2以上の市町村にわたって使用されるものうち総務大臣が指定するもの
- 二 鉄道、軌道、発電、送電、配電若しくは電気通信の用に供する固定資産又は2以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるものうち総務大臣が指定するもの
- 2 市町村長は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該市町村に配分された固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。
- 3 前項の場合において、第1項第1号の償却資産に係る価格等の配分の通知を受けた市町村長は、当該償却資産がその通知のあつた日前に登録されていなかったときは、新たに第381条第5項に規定する登録事項を登録しなければならない。
- 4 市町村長は、第1項の規定によって道府県知事がした価格等の配分が当該市町村に著しく不利益であると認める場合においては、道府県知事に対して、事由を具してその配分の調整を申し出ることができる。
- 5 道府県知事は、第409第1項から第3項までの規定による市町村における固定資産の評価が前条第1項の固定資産評価基準によって行われていないと認める場合においては、第1項の規定によって当該市町村に配分される当該固定資産の価格等について必要な調整を加えることができる。
- 6 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
 - 一 第1項第1号又は第2号の規定による固定資産の指定をしようとするとき。
 - 二 第1項の規定による固定資産の価格等の決定及び配分をしようとするとき。
 - 三 第4項の規定による固定資産の価格等の配分の調整の申出を受けたとき。
 - 四 前項の規定による固定資産の価格等の配分の調整をしようとするとき。

償却資産に関する調査研究

平成17年3月

編 者 財団法人資産評価システム研究センター（略称：評価センター）

発行者 小川徳治

発行所 財団法人資産評価システム研究センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-13 葺手ビル 8 階

Tel.03-5404-7781 Fax.03-5404-2631

（URL <http://www.recpas.or.jp>）